府令

○内閣府令第二十二号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱細則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前	
（内国旅行の航空賃） **第七条**　［略］ 2　前項の場合には、法第十八条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項（同附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な措置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。以下同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港における同様の料金を含むものとする。 （外国旅行の航空賃） **第七条の二**　法第三十四条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港及び海外の空港における同様の料金を含むものとする。	（内国旅行の航空賃） **第七条**　［同上］ ［項を加える。］	
（調整） **第九条**　［略］ 2　［略］ ［一～十一　略］ ［号を削る。］	（調整） **第九条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　外国旅行する際、旅行者に施設使用料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収する旅客サービス施設使用料、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するものが徴収するものに限る。）を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができるものとし、当該支給額は、法第三十四条第一項に規定する航空賃として取り扱うものとする。なお、海外の空港における同様の料金を支払う場合にも同じ扱いとする。 （日額旅費） **第十条**　［略］ 一　［略］ 二　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　旅館に宿泊する場合（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合。以下同じ。） ［(一)～(三)　略］	（調整） **第九条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　外国旅行する際、旅行者に施設使用料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収する旅客サービス施設使用料、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するものが徴収するものに限る。）を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができるものとし、当該支給額は、法第三十四条第一項に規定する航空賃として取り扱うものとする。なお、海外の空港における同様の料金を支払う場合にも同じ扱いとする。 （日額旅費） **第十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　旅館に宿泊する場合（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項及び第三項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合。以下同じ。） ［(一)～(三)　同上］